

## 低入札価格審査書

世田谷区財務部経理課

- 1 件名 食事サービスサポートセンターだんらん改修工事（令和2年度）  
 履行場所 世田谷区鎌田3 - 13 - 1  
 履行期間 契約確定の日から令和3年2月12日まで
- 2 入札日 令和2年9月1日
- 3 調査対象者 株式会社高政工務店
- 4 予定価格 39,616,000円（税抜）
- 5 入札価格 32,600,000円（税抜）
- 6 調査実施概要

	調査項目	調査内容
1	その価格により入札した理由	<p>本工事の入札価格は、下請業者からの見積書や建設物価等を参考に、適正に積み上げた結果である。</p> <p>創業以来多くの公共工事を受注してきており、本件についても区の工事实績が豊富な技術者を配置することができる。</p> <p>現在、「世田谷区立喜多見中学校体育館棟改修工事（R2耐震）」を受注しているが、同様の工種が多いことから、当該下請業者の施工が引き続き可能となる。</p>
2	手持ち工事の状況	<p>○世田谷区立武蔵丘小学校体育館棟改修工事（R2耐震）          発注者：世田谷区          履行場所：世田谷区北烏山1 - 47 - 11          工期：令和元年11月8日～令和2年9月30日</p> <p>○世田谷区立喜多見中学校体育館棟改修工事（R2耐震）          発注者：世田谷区          履行場所：世田谷区喜多見4 - 20 - 1          工期：令和元年11月25日～令和2年9月30日</p> <p>○世田谷区立砧南中学校体育館棟改修工事（R2耐震）          発注者：世田谷区          履行場所：世田谷区鎌田3 - 13 - 20          工期：令和元年11月25日～令和2年9月30日</p> <p>○世田谷区立砧南中学校給食配膳室他改修工事          発注者：世田谷区          履行場所：世田谷区鎌田3 - 13 - 20          工期：令和2年5月21日～令和2年9月30日</p>
3	契約対象工事における配置予定技術者	<p>配置予定技術者の主な保有資格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理技術者（建築工事業、大工工事業、左官工事業 外）</li> <li>・ 特定化学物質等作業主任者</li> <li>・ 1級建築施工管理技士</li> </ul>

4	契約対象工事箇所と 入札者の事業所、倉 庫等との関連	特筆すべき事項なし
5	手持ち資材の状況	なし
6	資材購入先及び購入 先と入札者との関係	なし
7	手持ち機械の状況	なし
8	労働者の具体的供給 見通し	監理技術者のみ配置。作業員等は下請会社から確保する。
9	工事实績 当該開札日から過 去3年の間に完了し た契約金額25,000千 円以上の公共工事名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区立船橋東保育園改修工事（平成31年度） 発注者：世田谷区 工 期：平成31年4月11日～令和2年2月28日 金 額：118,228,000円</li> <li>・世田谷区立松原小学校既存体育館改修工事 発注者：世田谷区 工 期：令和元年5月9日から令和元年8月30日 金 額：33,145,200円</li> <li>・世田谷区立世田谷公衆トイレ改修工事 発注者：世田谷区 工 期：令和元年10月25日から令和2年2月28日 金 額：33,430,100円</li> <li>・台風19号被害京浜島不燃ごみ処理センタープラフィルム貯留室 屋根その他修繕 発注者：東京二十三区清掃一部事務組合 工 期：令和2年3月27日から令和2年8月31日 金 額：36,190,000円</li> </ul> ほか

## 7 委員会

開催日	令和2年9月25日
審査結果	<p>アスベスト含有外壁撤去工事について、区が算出した金額と相当の乖離があるが、長年の信頼関係のある下請業者からの見積もりを参考に算出しており、無理なく仕様書通りの施工が可能であると判断できる。</p> <p>現場管理費及び一般管理費について、区が算出した割合と乖離があるが、調査対象者の過去の実績を基に算出されたものである。本工事においては、現在施工中の近隣工事の下請業者をそのままスライドできることも経費削減につながると考えられ、妥当な金額であると判断できる。</p> <p>○調査対象者は、過去世田谷区において多数の施工実績を有しており、本工事においても、仕様書の内容を十分把握しており、適切で安全な施工ができるも</p>

のと判断できる。また、世田谷区公契約条例における事業者の責務や労働報酬下限額等についても理解していることを確認した。

以上、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるとは認められないので、落札者と決定する。

ただし、コスト圧縮による下請企業へのしわ寄せや粗雑工事が生じることがないように、世田谷区低入札価格調査制度要領第8条及び世田谷区公契約条例の観点を踏まえ、区は発注者としての責任を持って、工事の進捗管理及び現場監督を徹底する。